

別紙1 基本計画(素案)に関する質疑及び回答

委員	ページ	項目	質疑内容	回答
長山	全体		7月23日(火)に開催された第6回検討委員会の席上で、事務局からこの質疑を7月31日(水)までに財政課へ提出してほしいとありました。 庁内の各会議で検討がしっかり行われていて質疑数が少ないのならば、それも難しくはなかったのですが、以下に記述したように質疑の量が半端ではありません。これだけのものをたった1週間で出すのは大変な作業です。 大変になったのは「新庁舎建設庁内検討プロジェクトチーム会議」及び「新庁舎建設庁内検討会議」の検討が十分行われていないからです。 この素案全体から「町の各検討会議のやる気の無さ」が感じられます。私がそう感じた理由はもっと後で述べることにします。	質疑については、各項目ごとに以下のとおり回答します。
	表紙	タイトル等	基本構想(素案)から基本構想(案)までの経過で、最終更新日ごとの表紙タイトルを見てください。最初の9月22日、次の11/30、12/19、そして最終更新日が赤字の2024.1.15で赤字の(素案)が二重線で消され、赤字の(案)になりました。 それまでの各表紙裏には、目次と書かれたすぐ下は「序章 はじめに」とあります。これが委員会で審議されてきたものです。私を含めて委員の皆さんはこのまま基本構想(案)になると思っていたはずです。 ところが黒字の「最終更新日:2024.1.15」の基本構想(案)での表紙裏には、目次の下に「第一編 新庁舎建設基本構想」と入っています。検討委員に説明のないまま変更になっています。	基本構想と基本計画を一冊にまとめて作成する予定としており、第一編を基本構想、第二編を基本計画としております。 そのため、目次に「第一編 基本構想」、「第二編 基本計画」を書き加えることとし、修正したものです。
	表紙	タイトル	「基本構想及び基本計画(素案)」ではなく、「基本構想(案)及び基本計画(素案)」ではないでしょうか。	表紙のタイトルを「基本構想(案)及び基本計画(素案)」に訂正します。
	目次	章番号	これまで漢数字を使っていません。いつの間にか変わっています。	より見やすくするため、修正したものです。
	26	2 財源	表の体裁を変えたのはなぜですか？	より見やすくするため、修正したものです。
	30	第一章 新庁舎の導入機能	(1)2行目位に「基本構想に示す4つの基本方針に基づき・・・」と書かれています。基本方針の順番や項目、内容を基本構想のものと整合させていますか。 (2)「今後、本章に示す考え方を踏まえながら検討を深め、基本設計に反映することとします。」とありますが、変な書き方です。 「本章に示す考え方」は基本計画の中の記述ですから「基本計画そのもの」です。よって、これを使って書き換えると概ね次のようになります。 「今後、本章(基本計画)に示す考え方をもとにさらに検討し、基本設計に反映します。」つまり、「完成した基本計画をさらに検討して基本設計に反映する。」と書いていることになります。これはいただけません。 「基本設計に反映できるのは基本計画だけです。」それをさらに検討したものを基本設計に反映することはできません。だから今、基本計画の中身をしっかりと検討することが必要なのです。	基本計画(素案)は4つの基本方針に即して記載しています。ただし、わかりやすい記載内容とするために、基本構想(案)における記載順序を変えて記載した部分もございます。※別紙2を参照ください。 「具体的な導入設備については、今後、本章に示す考え方を踏まえながら検討を深め、基本設計に反映することとします。」と記載していますが、導入する設備、機器などについては、基本計画の内容を基本設計に反映し、決定するという趣旨で記載しています。 例えば、基本計画では「わかりやすい案内表示とします。」としておりますが、この考え方を踏まえ、課の案内サインの配置場所や文字の大きさ、表示方法など、具体的に基本設計に反映させていきます。
	30	9～10行目	①利用者の導線に配慮した利便性の高い窓口 「利用者が多い窓口を一つに集約することで・・・」とあります。どの窓口の集約が必要かは該当する複数の課員が一番良く知っているはずですから、それらを基本計画で示すべきです。 また、来客数が一番多いのは町民課だと思いますが、その利便性を向上させるため、庁舎玄関直近に配置することが基本とはなりません。	一つのフロアに集約する部署については、平面計画において示します。 なお、個別の課の配置レイアウトは、設計において決定します。

委員	ページ	項目	質疑内容	回答
	30	11行目	「分かりやすい案内表示」は31ページ16行目の「④分かりやすい案内表示」で統合しては どうですが。そうすると、7行目の「(1)分かりやすく利用しやすい窓口」は「利用しやすい窓 口」になりませんか。	31ページは、庁舎のどこにどの課があるか、トイレはどこにあるかといったフロア内の配置 をわかりやすく表示するということを記載しました。 30ページは、窓口の手続案内をわかりやすく表示し、窓口の利便性を図るということを記 載しました。 窓口においても、わかりやすい表示は必要だと考え、表記しています。
	31	3～4行目	「ゆとりのある通路幅」は各課の経験値で良いので仮の数値で示すべきです。 また、点字ブロックを安全に設置するためにも通路幅は重要です。先行地視察で見た (知った)数値を入れることもできるはずです。	「通路は車いす利用者と歩行者が支障なくすれ違うことのできる幅を確保することとし ます。」に修正します。 なお、通路を挟んで両側に課を配置する場合、片側に課を配置する場合など、課の配置 レイアウトによっても通路幅は異なるため、現段階では、通路幅を具体的な数値では示さず 上記のとおり示すこととしております。
	31	8行目～	②安心して利用できるトイレ 多機能トイレの面積や機能は道の駅しちのへの24時間トイレからも連想できると思います ので、内容を具体的に記入する必要があります。	「高齢者や車いす利用者、子ども連れの方など様々な利用者に対応できるよう、使いやす いスペースや手すりの設置、乳幼児用のおむつ交換台、オストメイト用設備などを備えたト イレを整備します。」に修正します。
	31	下から3行目	点字ブロックは通路のほぼ全長にわたり設置が必要になり、さらにこれと直角方向に窓口 へと続く点字ブロックを設置しなければなりません。 意外かもしれませんが、点字ブロックの僅かな高さで高齢者だけでなく若い方でも躓くこ とが多いのです。どうすれば安全で効果が高い誘導ができるかを十分に考えておく必要があ るところです。 ネット検索すると、点字ブロックとソフト誘導ソフトマット(視覚障がい者が開発)との併用、 圧力センサー付きブロックと音サインの組み合わせによる案内、コード化ブロックとAI及びス マホアプリを使った音声誘導などがあるそうです。	点字ブロックに関するご助言ありがとうございます。 ご意見のとおり、誘導マットといった商品もありますので、点字ブロックの設置に関しては、 設置するルートや方法など、設計段階で決定します。 なお、職員が付き添って手続き窓口や部署へ案内することもできます。点字ブロックと組 み合わせて整備する設備については、設計段階で検討します。
	32	1行目 項目(3)	項目(1)から項目(4)のうち、この(3)だけが「休憩スペースの設置を検討します。」になっ ています。基本構想(案)の基本方針1では「来庁者の憩いの場や子育て世代が利用しやすい キッズスペース」に相当する部分ですが、基本計画の段階で「検討」とはどういうことであ ろうか。求められる各室の面積や配置の検討結果を示すべきで、先送りは許されません。	「観光やイベントなどの情報を手供するコーナーの設置や無料公衆LANの整備など、来 庁者が気軽に利用できる空間を整備します。」に修正します。 なお、ロビーのような休憩スペース想定しており、例えば自動販売機や観光やイベント情 報などを発信する電子掲示板など設置する機器類については設計において決定します。
	32	6行目～ 項目(4)	車いすを利用される方等への対応として、「駐車スペースから庁舎内までの連続した場所 がバリアフリーでなければ意味が無いように思えます。点字ブロックで車いすの車輪が取ら れるなどの障害も起きています。もっと具体的な内容を入れるべきです。	車いす利用者視点での点字ブロックについてご助言いただきありがとうございます。 屋外の点字ブロックの設置については、設計段階において、庁舎や駐車場の配置と併せ て検討しますが、車いすやベビーカーを利用する方の視点も考慮し、設置ルートや方法を 決定します。
	33	2行目 項目(1) 耐震性能の 確保	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」は、「国家機関の建築物及びその付帯施設」 に適用される基準であり、これを地方の役場に適用するのであればその理由を入れるべき です。 また、構造体、建築非構造部材、建築設備のすべてで最上位を選択していますが、最上 位は国家機関の建築物の中でも重要度が非常に高い建築物が対象です。 すべてが建築費に反映されることから「耐震安全性の目標」のⅠ類とⅡ類を比較して合理 性のある類とすることが必要な箇所ではないでしょうか。	ご指摘のとおり「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」は国家機関の建築物・付帯施 設の営繕等における基本的事項を示したものです。 町では、耐震性能を検討するにあたり、独自の指標を定めたものはないため、近年、多く の自治体が庁舎建設事業において参考になっていること、設計においても判りやすい基準と 考えられることから、国の耐震安全性の目標を参考に記載しています。 理由の記載は不要と考えます。
				町としては、防災拠点として位置付ける観点から、Ⅰ類としています。
	34	1行目 ② 構造形式の 比較	(1)実施設計と同時に地質調査での敷地地盤が特性を踏まえて構造形式を選定すると ありますが、地質調査を先に行い、その後、地質調査の結果を実施設計に反映して階層及 び構造を決めるのではないですか。	構造形式については、「敷地地盤の特性を踏まえ、建設費、維持管理費、工期などを総 合的に加味して決定します。」としておりましたが、「耐震構造を採用します。」に修正し ます。 なお、地質調査は基本設計と同時期に実施することが合理的と考えています。建物が実 際に建つ場所の地質調査を行い、その結果を基に基礎杭の長さや本数などの積算を行 い、設計に反映させることとなります。

委員	ページ	項目	質疑内容	回答
			(2)町が想定しているのは2階建てと思われますが、2階建てで免震構造とした市町村がありますか。	2階建ての免震構造という事例は、町では確認できませんでした。 「耐震構造を採用する」とし、記載内容を修正します。
	35	(2) 非常用電源 の稼働時間	(1)「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続手続き」を見ると、災害発生時に電力途絶は1週間程度とあり、非常用電源の確保は「72時間から1週間程度」とあります。電力が回復しても計画停電等があることを想定すべきです。72時間で本当に良いのですか。	この業務継続手続きでは、①72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。②停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備することが望ましい。とされています。 停電の長期化への対応として、現在、町は、町内の燃料販売事業者と、災害時における燃料供給活動に関し協定を締結しています。停電が長期化した場合は、この協定に基づき、非常用発電機の燃料を町内事業者から供給してもらい対応します。 よって、72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働できる設備を整備するとしました。
			(2)非常用電源を、原動機による自家発電設備とする場合は、できれば庁舎外の別棟に設置した方が良いと思われます。(運転時の騒音と振動対策、燃料の備蓄対応)	ご助言ありがとうございます。設計の際の参考にします。
			(3)例えば原動機による自家発電の燃料が軽油などの危険物の場合、一日の使用量によっては消防法上の許可施設として整備する必要があります。また、燃料の備蓄(貯蔵)場所についても地上にするか地下にするかなどを含め、許可施設として整備しなければならない場合がありますのでしっかり検討しておかなければなりません。	非常用発電機の燃料の貯蔵については、燃料の種類、貯蔵量によって設置届や危険物取扱責任者として必要な資格などが異なります。 設置などに関する法令等を確認、遵守し整備します。
	35	(2) 防災拠点としての機能	10行目以降に「非常食や資器材の備蓄については、適切な保管場所や規模を検討します。」とあります。 災害はいつやって来るか分からないのですから、現時点で非常食や必要資器材の種類、必要数、どのように備蓄するかが決まっていなとすれば怠慢ではないでしょうか。最新の町の防災計画ではどうなっているのですか。それを基に数値化してどう備蓄するかを示すべきです。	「災害発生時における避難生活に必要な物資の備蓄については、新庁舎建設敷地内に防災倉庫(300㎡程度)を整備します。」に修正します。 なお、倉庫の延べ床面積は、青森県災害備蓄指針に則した備蓄目標量を参考に算出しました。 ※別紙3を参照ください。
	35	(2) 防災拠点としての機能	このページに追加すべき事項を記述します。 (1)今はどうなっているのかは不明ですが、閉庁しているときに町役場に電話したことがあります。電話に出たのは警備員で、緊急時の連絡ができなかった経験があります。 夜間又は閉庁時における災害発生時の初動対応体制を早期に確立するため、いわゆる「宿直者」を置く必要性はありませんか。 最低2名程度の宿直者を置くこととすればこれに対応できそうですが、「宿直室」が必要になります。女性も宿直するならば女性用宿直室が必要です。	大雨や台風など気象状況で災害の危険が想定されるときは、予め対応を協議し、職員が役場に夜間待機し、或いは作業従事する場合があります。その際、職員は休憩室等で休憩をとっており、新庁舎においても基本的に同様の対応を考えています。 なお、平常時は職員が宿直する対応は予定していません。
			(2)労働安全衛生規則により休養室(体調不良となった職員が横になれる場所)の設置が義務付けられているかと思えます。宿直室を昼間の休養室と兼用することを考えても良いのではありませんか。	ご指摘のとおり、労働安全規則には、休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けることとされていますが、これは具合が悪くなった方が一時的に利用するために設けられるもので、長時間の休養等が必要な場合は速やかに医療機関に搬送又は帰宅させることが基本とされています。 町では、休憩室の一部を休養室として使用できるように整備することもできると考えています。
	36	(2) 執務環境	(1)無線LAN環境の整備とありますが、無線は常時外部に漏れています。セキュリティ対策が難しいと聴きます。どのようにセキュリティ対策をするのか示すべきです。	この無線LAN環境の整備については、職員メールや職員間の情報共有に関し、無線LANの環境下で行うものです。 なお、住民基本台帳や戸籍の情報は、別の端末を使用するため、無線LANの環境下では行いません。 現在、七戸庁舎は無線LANの環境下で執務しており、パソコン及び無線ルータに2段階のセキュリティ対策をとっています。 情報機器の運用にあたっては、セキュリティ対策についても適正に対応していかなければなりません、基本計画には具体的に記載はしなくてよいと考えています。
			(2)下から3行目で備品関係は現庁舎備品の再利用も考慮するとあります。「もったいない精神」は大事ですが、ピカピカの新庁舎に古い備品が似合うのでしょうか。(倉庫の中などは目立たないのでしょうか)	ご意見ありがとうございます。 例えば会議室のテーブルやいすは再利用が可能ではないかと考えております。

委員	ページ	項目	質疑内容	回答
	37	②文書及び情報管理	この項目は「基本構想(案)の基本方針」に入っていません。	基本方針3の「ICTの活用」に関連するものです。
	37	③会議室	この項目は「基本構想(案)の基本方針」に入っていません。	基本方針3の「用途に応じて分割できるなど、多目的利用が可能な共用スペース」及び「ICTの活用」に関連するものです。
	37	(3) 福利厚生機能	休憩室や更衣室等の整備による職場環境の向上を図りますが、職員のアンケートまでしたのに具体性がありません。 例えば現在、昼食はどこで摂っているのでしょうか。「執務室内で食事」とは行きません。休憩室と食事をする室を兼用するとして、仮に職員数180名が二交代の時間差で食事する場合は90名分の面積です。人数が分かれば付帯施設を設けても休憩室のおおよその面積が出ませんか。一人当たり約2㎡とも言われていますが参考になりますか。 (180㎡が簡単に捻出できない場合は会議ができる多目的室として兼用する方法もあるのではないのでしょうか)	休憩室、更衣室の設備については、設計において決定します。 なお、現在、窓口職員は交替で、課の奥など来庁者から見えない場所で昼食をとっています。その他の職員は自分の席で昼食をとっています。新庁舎になっても同じ形式を考えています。
	38 39	(4) 議会機能 ①及び②	この項目は「基本構想(案)の基本方針」に入っていません。 その上で、「レイアウトパターン、床形式いづれも基本設計において決定します。」とあります。自分たちが使う施設になるのに設計者に丸投げするのは、やる気のなさを感じさせる部分です。 そもそもバリアフリー化するのであり、車いすを使われる議員が誕生するかもしれません。床形式はフラット形式以外の選択は無いと思います。 基本構想(案)で参考値ですが560㎡となっているのですから、面積の割り振りはそれほど難しいことではないはずです。また、南部町の議員数は16名で七戸町と同じです。新庁舎内に議会関係が入っているので参考にして計画案をつくるべきです。	基本方針3の「機能的で快適な庁舎」に関連するため記載しています。 レイアウトパターンや床形式は、今後、議員の意見も聞きながら決定したいと考えています。 ご指摘のとおり、議員や職員が車いすを利用する場合も想定し、床の形式を検討します。
	40 41	(1) 環境負荷の低減	(1)「ランニングコストや費用対効果を比較検討しながら、本町に適した手法を導入します。」とあるが、基本計画(素案)の段階でこれから検討するというのは考えられない。	具体的に設備を記載する内容に修正しました。 省エネルギーの推進としては、自然採光の有効活用、LED照明の導入や人感センサーによる不在時消灯などによる設備システムの効率化によるエネルギー消費量の抑制、外壁や窓ガラスの高断熱化などによる建物全体の断熱性能の向上が考えられます。 また、再生可能エネルギーについては、太陽光発電や地中熱利用といったものが考えられます。 導入する設備については、設計においてランニングコストや費用対効果を比較検討し決定します。
			(2)再生可能エネルギーの活用について、その種類は示しているが、実際に導入可能なものがどれになるのかが全く示されていない。また、これらで創エネルギーをするのか省エネルギーをするのかの検討もされていない。 今、本庁舎にある太陽光発電は発電した電気をどのように利用しているのでしょうか、設置年度(経過年数)、設備の初期コスト、ランニングコスト、設備容量、年間の発電量、売電しているならその年間の発電量とその金額を示すなどして効果を示すことができるのでしょうか。	再生可能エネルギーの活用については、太陽光発電及び地中熱利用を検討することとし、設計の提案を求め、コスト等を考慮し、導入する設備を決定します。 現在、本庁舎には太陽光発電設備が2基設置されています。平成22年及び平成24年に設置したもので設置から13～14年経過しています。設備が古いので設置費用や発電性能は現在のものとは比較できないと考え、基本計画(素案)には数値は示していません。 ※別紙4を参照ください。
			(3)平川市の新庁舎建設では空調・融雪用として直径25cm、長さ300mの井戸を6本掘った自治体もあるようです。実際にどのように使うかは不明ですが、地熱を利用する省エネルギー用と思われます。町が情報を得ているのであれば、参考に検討できるはずです。	導入する設備については、設置コストやランニングコスト、導入目的(庁舎の冷暖房用なのか、玄関付近などの融雪用なのか等々)など比較検討し、設計において決定します。
	44	1 階層計画	平屋建てとして配置した場合に「来庁者用駐車場2,200㎡が確保できない」とあるが、確保できない具体的な説明を示してもらいたい。	除雪作業を考慮すると平屋建てでは、まとまった2,200㎡の駐車場を確保することができないと見込んでおります。
	45	1行目～ 検討の結果 の記述内容	(1)2階建てにする理由(上欄と同じ)	ゆとりを持たせた利用しやすい施設配置と除雪作業の効率性を考慮し、更に建設コストも加味し「2階建て」としました。
			(2)「具体的な階層の計画は、今後の基本設計において決定します。」とあるが、基本構想(案)の24ページに、「詳細な空間(フロア)構成は基本計画段階で検討します・・・」とあり、これでは基本構想(案)を無視することになる。	平面計画として、想定する諸室の広さと室数、各フロアの配置部署を示しました。

委員	ページ	項目	質疑内容	回答
	46	2 平面計画 平面コア	(1)この模式図の避難導線は執務室からコアに向かって引かれています。これは来庁者の避難より職員の避難を優先するという考え方ですか。 (2)避難に関しては「避難階での避難」と「避難階以外の階(地階、2階以上の階)での避難」があり、どちらも最終避難先は屋外が原則です。この模式図は後者のもののようですが、両者を載せて比較するべきではありませんか。 (3)平面コアタイプの比較表で、片側コアはどちらも「避難導線は一方向になる」になっています。通路をコアに接続すれば二方向になりませんか。 (4)平面コアの比較をしているのですから、ここで採用案を示すべきです。	どちらを優先するということではなく、来庁者、職員を含め、フロアにいる人の避難が片側コアであれば同一方向に、両側コアであれば左右に方向となるというイメージを矢印で示したものでした。 当初、平面コアタイプの一般的なパターンを示すことを目的に掲載しましたが、その後の検討において、平面コアタイプの優位性を比較するものとの誤解を与える可能性もあり、掲載不要と判断し削除しました。 平面コアの図は、避難経路を示すものではありません。 なお、前述のとおり平面コアタイプの比較については削除することとしました。 (上に同じ) 当初、平面コアタイプの一般的なパターンを示すことを目的に掲載しましたが、その後の検討において、平面コアタイプの優位性を比較するものとの誤解を与える可能性もあり、掲載不要と判断し削除しました。
	47	2 平面計画	1 執務室をはじめ各室等の面積と配置がまったく検討されていません。基本構想(案)の23ページの下2行に、「・・今後、策定する基本計画において効率的な執務空間を検討するとともに、平面計画により精査を行います。」とるので、ここで案を出さなければなりません。 2 平面計画案をつくる手順は次のようになるかと思います。 (1)基本構想(案)の24ページの(4)空間(フロア)構成に配置の考え方の基本がすでに決められている。 ①窓口部署はできるだけ低層階に配置する。 ②町長室、副町長室、教育長室や行政の管理的な事務を行う部署は、業務上のつながり等を考慮し、同一階に配置する。 ③町長室、副町長室、教育長室や防災担当部署に隣接して危機管理室等を配置する。 ④本会議場、委員会室、議員控室、議会事務局などの機能は同一階に集約する。 そして、①に加え、30ページの基本方針で、「住民票や戸籍に関する手続き、税金および福祉関係など来庁者の利用が多い窓口を一つに集約する。」とあり、その利便性をさらに向上させるにはそれらを庁舎玄関近くに配置することになるでしょう。 (3)あとは利用者の多い窓口かどうかを判別し、利用者の少ない窓口は1階の別部分に配置するか1階以外に配置すれば平面計画は順次進みます。 (4)そして、基本構想(案)の22ページ(2)新庁舎面積の算定で「総務省の基準で出した表」と「国土交通省の基準で出した表」を載せましたが、これを使って前(2)で述べた①～④と各室の職員数(人数)に該当する床面積を掛けていき、各室の面積を出します。それらの面積の合計と共用部分の面積との合計が、2階建てであれば2,400～2,500㎡以内に収まるようにすれば、粗いですが平面計画案ができます。それができれば同時に立体計画案もできるはずです。	平面計画として、想定する諸室の広さと室数、各フロアの配置部署を示しました。 平面計画として、想定する諸室の広さと室数、各フロアの配置部署を示しました。 なお、各課の配置レイアウトについては、基本設計において決定します。

委員	ページ	項目	質疑内容	回答
	47	3 構造計画	1「構造の選定を基本設計において検討します。」とありますが、庁内各会議で検討していないだけです。基本構想(案)と、このページの分類表から自ずと構造案が絞られてきます。 (1)基本構想(案)16ページ基本方針1に、求められている機能・設備に「窓口のワンフロア化」とあります。 (2)同じく17ページ基本方針3には、「オープンフロアを基本とした働きやすい執務空間」とあります。 (3)さらに、前(1)及び(2)を受けた基本計画(素案)36ページ(2)執務機能に、「執務空間を間仕切壁で分割することは原則行わず、見通しの良いオープンフロアを基本とします。」とあります。 (4)前(1)から前(3)まではオープンフロア化するとの記述であり、47ページの分類表で平面計画の自由度欄を見れば、オープンフロア化が容易にできそうな構造は「鉄骨造(S造)」です。これが構造案ではないですか。	オープンフロアを基本とする方針としており、鉄骨造が最も合理的ではないかというご意見も理解できます。 他方、木造でも柱と柱の間隔を広くすることは可能という話も聞いており、基本計画段階では選択肢を排除することなく、技術的な提案を求め、決定したいと考えています。
			2 この分類表の縦の項目に、防火区画、内装制限を追加して検討してもらいたい。	どの構造であっても、防火区画、内装制限には違いはないものと捉えており、構造種別によるこれらの項目についての記載は不要と考えます。
	49	2 設計者選定方式について	(1)「・・・プロポーザル方式を採用することとします。」とあります。 私がこの質疑の最初に、「この素案全体からは「町の各検討会議のやる気の無さ」を感じます。」と書いた理由がここにあります。 48ページで事業手法を「設計・施工方式分離発注方式」を採用するとしています。そして分離した設計(実施設計)をプロポーザル方式でやれば、あとはでの良い提案をしてきた設計者に実施設計を任せるという流れです。 つまり、この基本計画(素案)作成で七戸町として決めなければならない、①防災拠点としての構造形式、②非常食や資器材の備蓄のための保管場所や規模、③議会議場のレイアウトパターン・床形式及び傍聴席、④環境負荷対策、⑤省エネルギー対策、⑥再生可能エネルギー活用対策、⑦平面計画(各室の面積及び配置等)・階層計画、⑧建物の構造計画など多岐にわたる項目を実施設計に丸投げするという他にありません。 基本設計を行う際に、施主側(町民と町役場)が設計者に与える条件を整理・構築しておくのが基本計画ですから、施主側がしっかり検討しておかなくてはなりません。	プロポーザルは幅広く提案を求め審査し、設計業者を選定します。 プロポーザルの実施要綱等には厳守すべき要件を明示しますが、幅広に提案を求めたい内容については、基本計画(素案)では明示していません。 ①防災拠点としての構造形式 →耐震構造とし、基本計画(素案)に示しました。 ②非常食や資器材の備蓄のための保管場所や規模 →概ね300㎡規模の倉庫を新庁舎建設敷地内に整備することとし、基本計画(素案)に示しました。 ③議会議場のレイアウトパターン・床形式及び傍聴席 →設計段階において、議員の意見も聞きながら決定します。 ④環境負荷対策、⑤省エネルギー対策 →設計段階において、提案も参考に検討し導入する設備を決定します。 ⑥再生可能エネルギー活用対策 →太陽光発電及び地中熱利用について検討することとし、設計において費用対効果などを比較検討し導入する設備を決定します。 ⑦平面計画(各室の面積及び配置等)・階層計画 →基本計画(素案)に示しました。 ⑧建物の構造計画 →設計段階において経済性などを勘案し決定します。
			(2)設計者選定方式の比較表に、「技術提案書の評価が最良の者を設計者として決定する。」「設計案でなく設計者(能力)で選定しているため、…」とありますが、自分たちで案も決められない者が技術提案書の評価や設計者の能力を判定できるのでしょうか。見た目がキラキラしたカッコ良い提案に流されてしまう可能性が大きくなります。 そうならないように基本計画で「自分たちの考え方」をしっかり持つておく必要があります。個人の住宅建設を考えてみてください。間取りや暖冷房の方法、導入する電化製品、予算、ローンなどを人任せにする人はいません。新庁舎建設も同じではないですか。自分たちが使う施設の基本的な考え方は自分たちで決めておくのです。	町としては、設計者からの提案を受け、また町の意見も反映させることができる方式を採用するという趣旨です。

委員	ページ	項目	質疑内容	回答
	50	3 財政運営への影響	(1)起債(借金)残高の推計グラフと元利償還額(借金返済額)の推計グラフは完済年度までにすべきです。	このグラフは、庁舎建設事業が町全体の起債(借金)にどの程度影響を及ぼすのか、ということを示すために掲載したものです。 町全体の起債(借金)を見通すには、全体の事業費の推計や補助金等の財源の把握が必要であり、R14までの事業見込みにより起債(借金)をシミュレートしました。 庁舎建設に係る起債は返済期間を20年に設定してシミュレートしていますが、中長期の町全体事業見込みは不確定要素が多く、把握が難しいことから、完済年度までの推計は示していません。
	52	4 建設スケジュール	(1)26ページのスケジュール表では「基本構想 基本計画」と「基本設計 実施設計」の間にある「各種検討」52ページのスケジュールにはありません。 以前に、この「各種検討」は何をするのかを確認しておく必要があると思っていいいたのですが、聴き忘れていました。 「基本構想 基本計画」はそのまま基本設計に反映されるべきですので、「各種検討」はなくてもよいものです。念のためにここに記しました。 (2)このスケジュール表と24ページのスケジュール表は似て非なるものです。 R6年度にある「オフィス環境調査」とR7年度にある「地質調査」、同じく「オフィス環境計画」は24ページにはありません。 決めなければならないこと、やらなければならないことが精査されないまま場当たりで小出しされているように感じます。 (3)「基本構想・基本計画」は基本設計の際の設計図とも呼べるものです。また、「基本構想・基本計画」の中にはオフィス関係が含まれています。「基本構想・基本計画」と「オフィス環境計画」とはどのような関係になりますか。	当初は、事業手法及び設計業者選定方式に時間がかかると想定し、検討期間としていました。 庁内検討(課長級)において、この段階で決定することとなり、基本計画(素案)では採用方法を決定したものです。 そのため基本計画(素案)では、各種検討とする部分は除きました。 基本構想(案)には図示していませんが、実際に実施する調査等について、記載したほうが良いと判断し記載しました。 今年度業務発注した「オフィス環境調査」は、基本計画における書庫の規模を把握するため、現庁舎の文書量等を調査しました。 「オフィス環境計画」では、机、いす、キャビネットなどのレイアウトや備品リスト作成等を行います。これは基本設計・実施設計に必要な作業のため、基本設計・実施設計と並行して行い、町・建築設計業者・オフィス環境計画受注者の協議を進めながら、設計にレイアウト等を反映させていくものとなります。